



あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

ないよう
(※2012.7.9 からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

がいこくじんとろうく ないよう かくにん しょうめい

3-2 外国人登録の内容を確認・証明したいとき

かいせいにゆうかんほうしこうご がいこくじんとろうくげんびょう ほうむしようにゆうこくかんりきよく ほゆう ぎょうせいぶんしょ
改正入管法施行後、外国人登録原票は、法務省入国管理局において保有する行政文書となり、
ぎょうせいきかん ほゆう こじんじょうほう ほご かん ほうりつ だい じょう もと かいせいきゅう おこな
「行政機関の保有する個人情報に関する法律」第12条に基づき、開示請求を行うことができます

かいせいきゅうまどぐち ほうむしやうだいじんかんぼうひしょかこじんじょうほうほごがかり
す。なお、開示請求窓口は、法務省大臣官房秘書課個人情報保護係となります。

しょうさい ほうむしやう ない がいこくじんとろうくほうはいしご がいこくじんとろうくげんびょう かいせいきゅう かが
詳細については、法務省ホームページ内「外国人登録法廃止後の外国人登録原票の開示請求に係
し
るお知らせ」(http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00016.html)を参照してください。